

福祉部子ども未来局

健康保険部

議案第149号大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例及び

議案第150号大津市立老人憩の家条例の一部を改正する条例

の制定について

議案第149号大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例及び
議案第150号大津市立老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定
について説明させていただきます。

資料1ページをお願いします。

議案第149号及び第150号は、伊香立保育園の移転整備に伴うもの
であるため、まず、当該事業の概要をご説明いたします。

伊香立保育園の耐震診断結果及び土砂災害警戒区域の状況について
であります。伊香立保育園の現園舎は、3棟に分かれており、①西
園舎棟(茶色部分)は昭和48年に、②遊戯室棟(青色部分)は昭和49
年に、③東園舎棟(緑色部分)は昭和47年にそれぞれ建築されて
おります。

令和3年に耐震診断結果が判明し、①西園舎棟及び②の遊戯室棟(茶
色と青色の部分)は耐震基準を満たしておらず、③の東園舎棟(緑色部

分)は満たしているという結果でした。

また、保育園は崖の上に建っており、資料の図に示しますとおり、園庭の大部分が土砂災害警戒区域に指定されているため、現地での建て替えではなく、保育園に通うこども達にとって、より安全である場所へ、少しでも早く移転をするべきと判断いたしました。

資料2ページをお願いします。

移転整備計画についてであります。近隣にございます伊香立ふれあいセンター、老人憩の家及び児童館を改築して、保育園の園舎として活用しようとするものです。隣接する公園は保育園の園庭として活用する予定です。

資料3ページをお願いします。

地域や保護者の皆さまへの説明経過についてであります。令和2年12月に伊香立学区自治連合会から「伊香立学区の就学前教育は公立施設で対応を」との要望書をいただいております。

令和3年10月に伊香立保育園の耐震診断の結果について、伊香立学区自治連合会及び地元自治会や伊香立保育園保護者会の役員の方に報告するとともに、同年11月には地元自治会の皆さまを対象にした説明会を開催し、伊香立ふれあいセンター及び児童館を保育園に転用することについてはご理解いただきました。

その後、令和5年9月に地元自治会の皆さまに説明資料を事前に全戸配布した上で説明会を開催し、伊香立ふれあいセンター、老人憩の家及び児童館については、廃止することを説明し、保育園への転用については、改めてご理解いただきました。一方で、地元説明会の場において、既存施設の機能代替についてのご意見をいただいております。新たな施設整備は困難であるとの市の考えをお伝えしているところです。

資料4ページをお願いします。

関連する議案についてであります。第149号及び150号に加え、151号については大津市伊香立ふれあいセンターに係る部分が、関連する議案となっております。いずれの議案も条例から関係する施設を削除するものでございます。

資料5ページをお願いします。

改正内容についてであります。議案第149号については、条例から大津市立伊香立児童館を削除するものです。

資料6ページをお願いします。

議案第150号の改正内容についても、条例から大津市立下龍華老人憩の家を削除するものです。

資料7ページをお願いします。

改正条例の施行日についてであります。5のスケジュールにござい

ますとおり、今年度、保育園への転用に係る実施設計業務を実施しており、令和6年度から耐震改修及び保育園への転用工事に着手するためには、令和5年度末で既存施設を廃止する必要があり、改正条例の施行日を令和6年4月1日としております。

以上で、議案第149号及び議案第 150 号の説明とさせていただきます。

ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。